

札幌自治第 7024 号  
令和 2 年（2020 年）6 月 4 日

特定非営利活動法人いろえんぴつ  
渡邊 琴美 様

札幌市長 秋元 克広



特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について

貴法人が運営する事業所「いろえんぴつ」につきまして、児童福祉法に基づき、「指定障害児通所支援事業者の指定の一部の効力停止（新規利用者の受け入れ停止）3 か月」という行政処分が行われました。

このことについて、貴法人の運営状況等の適格性を判断することを目的として、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めますので、書面で回答してください。

なお、この報告の回答期限を経過しても回答をしない場合又は虚偽の回答をした場合は、法第 80 条第 1 項第 5 号の規定により、理事、監事は 20 万円以下の科料に処されることがあります。

記

- 1 報告を求める事項
  - ア 行政処分の内容及び受けた処分の内容
  - イ 行政処分を受けるに至った経緯
  - ウ 行政処分を受ける原因となった法人運営上の問題点
  - エ 法令を遵守するために今後取るべき法人運営上の改善点
- 2 報告の回答期限  
令和 2 年（2020 年）6 月 19 日（金）17 時 00 分まで
- 3 報告の提出先  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市市民文化局市民活動促進担当課 N P O 法人担当係  
（担当：石橋・土田、TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156）